

「（仮称）福島県カーボンニュートラルの推進等  
に関する条例」について（答申（素案））  
に関する御意見等への対応

# 目次

---

項目	ページ
<b>1 審議会でいただいた主な御意見への対応</b>	<b>2～10</b>
<b>2 市町村からいただいた主な御意見への対応</b>	<b>11～13</b>

---

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

## 令和5年度第3回福島県環境審議会（書面開催）

- 開催日：令和6年1月10日（水） ※1月23日（火）まで意見照会
- 対象：福島県環境審議会委員21名

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーボンニュートラルの実現に向けて、その場所にある自然環境と生態系、その地域の生物多様性に配慮することは必要であり、これらが取り組みの犠牲にならないよう注意を促す文言を記載する必要もあると考える。具体的には脱炭素のための再生可能エネルギー施設の建設、森林伐採の際の路網の整備等についてである。</li> <li>・ 希少野生動植物の生息については、必ず自然保護課に確認をとるほか市町村ごとに設定されている天然記念物等についても、確認の上進めることが必要であるが、現状は企業側の努力義務となっている。この点を改めてご検討いただきたい。</li> </ul>	今野委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見を踏まえ、「はじめに」及び「3（5）ウ 再生可能エネルギー設備等の設置」の中に「生物多様性」の文言を追加した。</li> <li>・ また、御意見をいただいた「希少野生動植物の生息」の確認については、事業者等への一層の周知を進めていく。</li> </ul>
2	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例案全体として、壮大な目標の羅列、あれもこれもになっており、どこを重視するのかといった緩急がなく、どう進めるのかも分からない。</li> </ul>	沼田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本答申案は、各主体が取り組むべき事項を網羅的に記載したものとなる。</li> <li>・ 具体的な施策や重点事項等については、県が策定する気候変動対策推進計画に定め、毎年度、実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表することとしている。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
3	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2 県による気候変動対策」の位置付けがおかしい。</li> <li>県の率先対策等を先に述べたいのかもしれないが、そうした事柄もp.12の「6 推進体制に関する事項」に入れるなどし、県が適応策・緩和策を強力に推し進める屋台骨となること、そしてどう具体的に推し進めるのかを、「6 推進体制に関する事項」にしっかり書き込んではどうか。</li> </ul>	沼田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、第2章のタイトルを「気候変動対策推進計画等」に修正した。</li> <li>県が実施する緩和策及び適応策の具体的な事項については、県が策定する気候変動対策推進計画で定めることとしている。</li> <li>気候変動対策の推進体制については既に、知事を本部長とした庁内組織である「福島県カーボンニュートラル推進本部会議」、知事を代表としたオール福島の組織体である「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を整備しているが、こういった推進組織は、社会情勢を踏まえ変遷していくものと考えられることから、条例においては、県が推進体制を整備することのみを規定することとしたい。</li> <li>なお、現状の推進体制については、上記計画の中で記載されるものとなる。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものであります。

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
4	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>県も「3 緩和策の推進に関する事項」「4 適応策の推進に関する事項」の一主体のほずである。また、県だけでなく、県民・事業者が一体となって進めていく必要があるはずである。</li> </ul>	沼田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けては、緩和策と適応策を車の両輪として、オール福島で推進する必要がある、「1 総則的事項」の中で、それぞれの責務として、県は施策の策定及び実施に当たってあらゆる主体との連携・協働を図ること、事業者及び県民は県及び市町村が実施する気候変動対策に協力することを規定している。</li> <li>御意見を踏まえ、「4 適応策の推進に関する事項」についても、県だけでなく事業者及び県民が一体となって進めていくことを明確にするため、「4（1）適応策の推進に関する基本的事項」の中に、「事業者及び県民が適応策の取組」に努める文言を追加した。</li> <li>なお、県が実施する緩和策及び適応策の具体的な事項については、県が策定する気候変動対策推進計画に定め、毎年度、実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表することとしている。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
5	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩和策の推進に関する県の取組がほとんど記載されていない。「3 緩和策の推進に関する事項」において、県が実施すべき施策として規定されているのが、以下の項目のみ。</li> <li>(5)の中の水素等の利用の促進における関係者間の連携促進、水素等利用の重要性に関する普及啓発、その他の必要な取組</li> <li>(6)の中の資源循環利用促進、ならびに、フロン類の排出抑制における使用合理化・管理適正化に関する啓発知識の普及、情報の提供、その他の取組</li> <li>(7)の森林整備・保全に必要な取組、理解深化のための情報提供その他の取組、再造林推進に必要な取組、沿岸部等藻場等の再生、造成等、猪苗代湖等における温室効果ガス吸収・固定に係る知見収集と効果的利用のための必要な取組</li> <li>(1)事業活動、(2)交通機関、(3)建築物、(4)日常生活に関しては、県の取組が何も記載されておらず、事業者、県民、一時滞在者の取組のみが列挙されている。事業者等の取組が適切に推進されるよう、県が必要な取組を講ずるべきであり、それらを各項目に記載すべきである。</li> </ul>	飯島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の責務として、総合的かつ計画的な気候変動対策に関する施策を策定し実施することを定めており、県が実施する緩和策及び適応策の具体的な事項や、事業者等の取組を促進するための取組等については、県が策定する気候変動対策推進計画で定めることとしている。</li> <li>なお、御意見を踏まえ、県が主語となる規定について、改めて整理した。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
6	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3 緩和策の推進に関する事項」において、(1)～(4)は実施者（事業者、自動車使用車、建築物構築者、県民等）ごとの対策で、(5)～(7)は実施項目ごとの対策であるため、記述がだぶっている。</li> <li>例えば、以下の通り。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物発生抑制：(1)イ及び(4)エ と(6)ア</li> <li>○再生可能エネルギーの利用促進：(1)ア と(5)ア</li> </ul> </li> <li>条例や規則の中で、同じことが別々の条文に書かれているのは好ましくないと思われるので、どちらかの観点で、整理しなおしてはどうか。</li> </ul>	飯島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、記載が重複していた箇所については、章立てを優先して整理した。</li> <li>○廃棄物発生抑制：→「3 (6) エネルギー使用に起因しない気候変動対策」の中にまとめた。</li> <li>○再生可能エネルギーの利用促進：→「3 (5) 再生可能エネルギー等の利用に関する気候変動対策」の中にまとめた。</li> <li>○県が実施する情報提供その他の必要な取組：→「5 (1) カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する理解の促進」の中にまとめた。</li> </ul>
7	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>はじめにと基本理念に書かれている「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会」という文章は、福島県復興ビジョンに書かれている通り、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会」と読点を入れること。福島県復興ビジョンの本文に書かれている通り、目指しているのは「原子力に依存しない社会」「安全で安心な社会」「持続的に発展しうる産業」であり、それを明確にするためにも福島県復興ビジョンの書き方を正しく踏襲すべきである。</li> </ul>	飯島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり修正した。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

# 1 審議会ですただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
8	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エシカル消費」を定義に加えてはどうか。</li> </ul>	石庭委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、定義に追加した。</li> </ul>
9	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者のアンケートを見ると、削減方法・再エネ導入方法などのノウハウ取得、再エネ導入事業者への投資・立地促進などのリクエストが多いようである。県として、事業者等の緩和策導入を支援する具体的な取組を記載すべき。</li> </ul>	飯島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>「5（1）カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する理解の促進」として、県が情報提供その他必要な取組を行うことを定めており、温室効果ガス排出量の算定支援や脱炭素セミナー・勉強会の開催を継続するとともに、新たに中小企業の脱炭素化を推進するための支援体制も構築するなど、事業者等の緩和策導入を支援する取組を進めていく。</li> <li>具体的な事項については、県が策定する気候変動対策推進計画で定めることとしている。</li> </ul>
10	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>（制定の内容については意見無し。）</li> <li>事業者からのアンケート回答にあるように、排出量を把握する方法が分からないという実情に対して、条例の制定後は事業者向けにサポート等を並行して行いながら推進していくという理解で良いか。</li> </ul>	橋口委員	

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

〈答申（素案）に関する主な御意見〉

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
11	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建築物木造化の推進」があるが、建築物の耐久性や耐火性、耐震性が弱く、外部環境の影響を受けやすいといった欠点があるため、全面的に推進するのはいかがか。カーボンニュートラルにおけるエネルギーの視点で考えた場合でも、木造よりコンクリートの建築物の方が温暖化効果ガスの削減が期待できるのではないか。</li> <li>「建築物木造化の推進」に対する対応策があるならば、記載の必要があると思われる。個人的には建築物木造化よりも福島県産木製品の使用を全面に推進する方がよいと考える。</li> </ul>	西村委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）や、都市の木造化推進法（令和3年10月施行）等においても、建築物の木造化・木質化による木材利用の促進が盛り込まれていることから、脱炭素化に向けた木造化・木質化推進の必要性について御理解いただきたい。</li> <li>なお、建築基準法で、木造建築を含む全ての建築物に対し、構造や規模、用途に応じた耐震や耐火等に関する基準が定められており、木造化・木質化により建築物の耐久性や耐火性、耐震性に問題が生じることはないと考えている。</li> <li>また、(株)日本政策投資銀行等が公表した建築物の木造・木質化に関する現状と今後の可能性調査報告書（令和4年5月）によると、今後新築される建築物における排出量でみた場合、RC造で建てた場合に比べ、木造化により約10%程度の排出削減効果が見込まれるとされている。</li> <li>なお、県産木製品の使用については「3（7）イ 県産材の利用」に記載している。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
12	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>（制定の内容については意見無し。）</li> <li>家庭ごみの減量について先進自治体の取組を案内する等、各市町村への一層の働きかけが必要ではないか。</li> <li>不法投棄等を懸念して有料化に踏み切れないのだろうが、本気で説明、説得しなければ、市町村民はついてこないと思う。</li> </ul>	武田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり、家庭ごみの減量化については、市町村との連携が必要であり、引き続き、市町村へ先進事例やモデル事業実施結果について情報提供するとともに、これまで県民から寄せられたごみ減量アイデアのPRなどの働きかけを行っていきたい。</li> </ul>
13	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県産材」には帰還困難区域の木材も含まれるのか。</li> <li>原発事故の経験をふまえた条例であることから、今後2050年までの間に線量減衰によって利用可能になる木材も積極的に使用する旨を明記することも検討して良いのではないか。</li> </ul>	石庭委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県産材」の定義は、福島県内の森林から生産される木材であり、特別に区別することなく、一律「県産材」として記載することとしたい。</li> </ul>
14	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エシカル消費」「カーボンオフセット」は、県民が行いやすい緩和策の取組と思われ、「5 その他の取組」ではなく、「3 緩和策の推進に関する事項」にしっかり位置づけるべきである。</li> </ul>	沼田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、「エシカル消費の推進」及び「カーボン・オフセットの推進」の項目については、主体に応じて「3（1）事業活動に関する気候変動対策」又は「3（4）日常生活に関する気候変動対策」に移動した。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものであります。

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	委員	対応 (県環境共生課)
15	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>「5（5）エシカル消費等の推進」において、「県内で生産された農林水産物又はその加工品を優先的に消費するよう努めること」とあるが、エシカル消費の名を借りた保護主義的な書きぶりを取られかねず、不適切と考える。エシカル消費は「社会的課題の解決に取り組む事業者を応援する消費活動」であり、地産地消は必ずしも「社会的課題の解決に取り組む事業者」を念頭に置いたものではない。</li> <li>地産地消の推進自体は効果があると考えてるので、例えば、「3（4）日常生活に関する気候変動対策」に項目として立ててはどうか。</li> </ul>	飯島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、「地産地消の推進」については、「エシカル消費等の推進」から切り離し、「3（4）日常生活に関する気候変動対策」の中に新たに項目立てて追加した。</li> </ul>
16	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>「6 推進体制に関する事項」がこの条例の肝であるようにも思うが、現在の案ではそこがとても乏しい。</li> </ul>	沼田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動対策の推進体制については既に、知事を本部長とした庁内組織である「福島県カーボンニュートラル推進本部会議」、知事を代表としたオール福島組織体である「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を整備しているが、こういった推進組織は、社会情勢を踏まえ変遷していくものと考えられることから、条例においては、県が推進体制を整備することのみを規定することとしたい。</li> <li>なお、現状の推進体制については、気候変動対策推進計画の中で記載されるものとなる。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

## 2 市町村からいただいた主な御意見への対応

### 県内市町村への意見照会（メール施行）

- 開催日：令和6年1月10日（水） ※1月23日（火）まで意見照会
- 対象：県内59市町村

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	市町村	対応 (県環境共生課)
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの排出の量の削減→温室効果ガス排出量の削減（以降の文面すべて）</li> </ul>	田村市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第2項に倣い、「温室効果ガスの排出の量の削減」と記載しているため、修正なしとした。</li> </ul>
2	1 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「はじめに」における適応策の説明について、9ページ38～39行目と統一し「被害の最小化及び効果的な活用」とすべきではないか。</li> </ul>	郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見を踏まえ、「被害の防止又は軽減及び気候変動の影響の効果的な活用」に統一した。</li> </ul>
3	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する主体が不明瞭である。</li> </ul>	郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見を踏まえ、取組を推進する主体として「オール福島」の記載を追加した。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

## 2 市町村からいただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	市町村	対応 (県環境共生課)
4	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「はじめに」において、「事業者や県民を始めとするあらゆる主体、世代の理解と共感を得ながら、取組を推進することが必要である」と謳っているが、市町村の責務について謳われていないため、市町村の責務・役割が不明確である。</li> </ul>	会津 若松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権一括法（平成12年4月）の施行に伴い、都道府県と市町村は対等な関係であることが定められたことを踏まえ、「市町村の責務」を規定することは基本的には適切ではないと考えており、「1（4）県の責務」の中で「市町村との連携・協働」を記載している。</li> <li>なお、県の責務、事業者の責務、県民の責務、森林の整備の推進、環境教育及び推進体制の整備に関する各項目でも、「市町村」の文言を記載している。</li> </ul>
5	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県、事業者、県民等の責務については定義しているが、市町村に関する定義がなく、「県、事業者、県民の三者で推進すれば、市町村は関係ない」という印象を与えてしまう恐れがある。</li> <li>福島県と市町村がイコールパートナーとしてカーボンニュートラルを推進していくためにも、本条例と、現在各市町村が計画・実施している気候変動対策に関する各種施策との整合性を考慮したうえで、市町村の責務を定義するべきと考えられる。</li> </ul>	郡山市	
6	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>同頁9行目の文言と統一し、「協力」を「連携・協働」とすべきではないか。（あらゆる主体は対等な立場であると考えられる。）</li> </ul>	郡山市	

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。

## 2 市町村からいただいた主な御意見への対応

<答申（素案）に関する主な御意見>

No.	頁	いただいた御意見	市町村	対応 (県環境共生課)
7	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>中古車も対象とすべきではないか。</li> </ul>	郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、中古車も含めた「自動車等」の文言に修正した。</li> </ul>
8	8 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策を実施するためだけでなく、継続していくために、設備の導入への財政支援に加え、導入済み設備に対する修繕や更新への財政支援が必要。（太陽光発電パネルの経年劣化による設備の不具合が頻発し、修繕に係る費用が負担となっている。）</li> </ul>	南会津町	<ul style="list-style-type: none"> <li>「5（7）財政上の措置」により、県は必要な財政上の措置を行うよう努めることとしている。</li> </ul>
9	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害の恐れがあり、景観が損なわれるような山地等においては、（計画の中止を含む）災害への対策を十分に行う」等の災害対策等に関する記載を追記。（福島市は令和5年8月31日に行った「ノーモアメガソーラー宣言」において、災害の発生が危惧されるような、誇りである景観が損なわれるような山地への太陽光発電設備の設置をこれ以上望まないと謳っている。）</li> </ul>	福島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、再生可能エネルギー設備等の設置に当たっては、「災害の発生の防止」に努める文言を追加した。</li> </ul>
10	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>「輸送」を「加工及び輸送」にすべきである。（地産地消の推進として、加工品の製造段階においても、より温室効果ガス排出量の少ない製造工程が取り入れられるべきである。）</li> </ul>	郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり修正した。</li> <li>なお、「地産地消の推進」については、「エシカル消費等の推進」から切り離し、「3（4）日常生活に関する気候変動対策」の中に新たに項目立てて追加した。</li> </ul>

※ 頁は照会時点（答申（素案））のものです。